意見検討結果一覧表 (ひとにやさしいまちづくり推進協議会及びパブリック・コメント (圏域説明会))

★ひとにやさしいまちづくり推進協議会での意見 ○パブリック・コメント、圏域説明会での意見

番号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果(県の考え方)	反映状況
4 V &	こにやさしいまちづくり推進指針 (2020~2024) 策定の趣旨	r P7∼		
1	〈(2)ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況②障	1	障害者差別解消法の「合理的配慮」については、〈4	C(趣旨同一)
*	がい者の現状〉(P7)		ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020~2024)策	
	障がい者に関わる部分について 、障害者差別解消法の		定の趣旨(2)ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸	
	「合理的配慮」の文言をきちんと指針に盛り込んで、広		状況②障がい者の現状〉(P7~8) に、 障がい者福祉関	
	く理解 いただけるような、記述があるとよい。		係法令等の状況として、記載しています。	
2	〈(2)ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況⑦ユ	1	本推進指針の策定においては、 国の「ユニバーサル	D(参考)
*	ニバーサルデザイン 2020 行動計画の策定〉(P9)		デザイン 2020 行動計画」の考え方や取組も踏まえ、心	
	国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が、岩手		のバリアフリーの推進などを盛り込んでおり、本県の	
	県のまちづくりの理念という形 で、伝えていければと考		まちづくりに活かされるものと考えており、今後の取	
	えている。		組の推進にあたり参考とさせていただきます。	
6 具体	▶的な推進方向 P13~	T		
3	〈(1)ひとづくり〉(P12)	1	「ひとづくり」については、お互いを尊重し、支え	D(参考)
0	P1「心の醸成」 $P12$ 「心のバリアフリー」など 「ひと		合う心の醸成を推進するため、〈6具体的な推進方向	
	づくり」の具体策 が少ないと思う。		(1)ひとづくり〉において、〈①意識啓発の促進〉(P13)	
	車いす等に必要なスロープも、介助者が必ず必要で、		では、多様な人を理解し、困りごとに対する配慮など	
	自走では利用できないのが、今のバリアフリーだ。		の自発的な行動を促進するため、あらゆる媒体を通じ	
	ハードのものづくりに傾倒しがちなUDに、人的な「心」		て広報活動を継続的に行うこと等、 〈②学ぶ機会の充	
	「ひとづくり」にもっと力を入れて欲しいと思う。高齢		実》(P14) では、子どもの頃からの障がいについて学	
	者、障がい者が一人で外出しやすい街、声を掛けてくれ		ぶ教育の場の拡充等、 〈③人材・組織の育成〉 (P15)	
	る県民が多い、心のバリアフリーが当たり前の街を願う。		では、人材育成のための研修や行政職員の理解促進に	
			向けた研修等の取組を進めているところであり、御意	
			見については、今後の取組の推進に当たり参考とさせ	
			ていただきます。	

番号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果(県の考え方)	反映状況
4 ★	((1)ひとづくり)(P13) 「すべての人を思いやることのできる「心」を醸成する『ひとづくり』」について、「思いやり」という言葉にひっかかる。 例えば、障害者権利条約など、諸人権条約では、「思いやり」という言葉を使用しておらず、「尊重」「配慮」としている。LGBT の観点からしても、LGBT 当事者が欲しいと思っているのは、思いやってもらうことではなく、差別されないこと、人として尊重されること。 「思いやり」という言葉は、道徳教育を連想させる。		「思いやり」という表現については、御意見や「いわて県民計画(2019~2028)」の理念を踏まえ、「互いに支え合うこと」にするなど、表現を変更しました。(P13) (修正案) (6 具体的な推進方向)(P13) (1) すべての人が互いに支え合うことのできる「心」を醸成する『ひとづくり』 ひとにやさしいまちづくりの推進の基本となるのは、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人、性的マイノリティ、けがや病気を持つ方などを含む、多様な人の存在を理解し、お互いに尊重し、支え合うことのできる「心」の醸成です。	A(全部反映)
5 ★	〈(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P13) 聴覚障がい者は、電話ができないが、役所や銀行などで本人自身が対応するよう本人確認を求められることがある。		心のバリアフリーについては、〈6 具体的な推進方向 (1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P13)において、 多様な人の存在を理解し、年齢や障がい、子育て、性 的指向、性自認等による困りごとに対する配慮などの 自発的な行動を促進するため、県・市町村の広報誌、インターネットホームページや各種報道機関等、あら ゆる媒体を通じて広報活動を継続的に行っていくこと としており、聴覚障がい者のこうした困りごとについて、周知を図るなど、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。	D(参考)

 ((1)『ひとづくり』①意識啓発の促進〉(P14) 障がいのある方の意見等(P11)に、「多機能トイレ」について、「各種設備・機能を、可能な限り機能の分散を図るなど、多様な利用者の円滑な利用の促進が求められるようになっています。」とある。取組の方向に明記して、推進を早めていただきたい。※ H29.3 国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」にも記載されている。 (6 具体的な推進方向(1)『ひとづくり』①意識啓発の促進〉(P14)に、特に多機能トイレについて、個別ニーズに対応した各種設備・機能を適切に分散してトイレを配置するなど、多様な利用者の円滑な利用を促進するための設備のあり方についての周知を盛り込みました。 (6 具体的な推進方向(1)『ひとづくり』①意識啓発の促進〉(P14)ウ 誘導ブロック、多機能トイレ、ひとにやさしい駐車場など障がい者等に配慮した設備の目的やあり方、障がいに応じた情報提供やコミュニケーションの配慮の方法などの理解が広がるよう思知を図り 	番号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果(県の考え方)	反映状況
ます。 特に多機能トイレについては、利用者の集中を緩和し、広い空間を必要とする車いす使用者が円滑に利用することができるよう、オストメイト用設備や大型ベッド、乳児用おむつ交換台等の個別ニーズに対応した各種設備・機能を適切に分散してトイレを配置するなど、多様な利用者の円滑な利用を促進するための設備のあり方について周知を図ります。 エ 公共施設の点検活動やバリアフリー化された施設又はユニバーサルデザインの施設の体験など、見て、関いて、触れて理解を促進するための活動の実施を促進するほか、国が実施する「心のバリアフリー」の取組とも連携し、ひとにやさしいまちづくりの普及を図ります。	_	障がいのある方の意見等 (P11) に、「多機能トイレ」 について、「各種設備・機能を、可能な限り機能の分散を 図るなど、多様な利用者の円滑な利用の促進が求められ るようになっています。」とある。 取組の方向に明記して、推進を早めていただきたい。 ※ H29.3 国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移		用できることが重要であることから、御意見を踏まえ、(6具体的な推進方向(1)『ひとづくり』①意識啓発の促進〉(P14)に、特に多機能トイレについて、個別ニーズに対応した各種設備・機能を適切に分散してトイレを配置するなど、多様な利用者の円滑な利用を促進するための設備のあり方についての周知を盛り込みました。 (修正案) (6具体的な推進方向(1)『ひとづくり』①意識啓発の促進〉(P14) ウ 誘導ブロック、多機能トイレ、ひとにやさしい駐車場など障がい者等に配慮した設備の目的やあり方、障がいに応じた情報提供やコミュニケーションへの配慮の方法などの理解が広がるよう周知を図ります。 特に多機能トイレについては、利用者の集中を緩和し、広い空間を必要とする車いす使用者が円滑に利用することができるよう、オストメイト用設備や大型ベッド、乳児用おむつ交換台等の個別ニーズに対応した各種設備・機能を適切に分散してトイレを配置するなど、多様な利用者の円滑な利用を促進するための設備のあり方について周知を図ります。 エ 公共施設の点検活動やバリアフリー化された施設又はユニバーサルデザインの施設の体験など、見て、聞いて、触れて理解を促進するための活動の実施を促進するほか、国が実施する「心のバリアフリー」の取組とも連携し、ひとにやさしいまちづくりの普	A(全部反映)

番号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果(県の考え方)	反映状況
7	〈(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P14) 障がい者用トイレ について、おむつ交換台を広げたままになっており、車いす使用者が使用できない場合があり、使用する方に 配慮した使い方 について、広報してほしい。	1	障がい者用トイレについては、目的を理解し適正利用を促進することが重要であることから、〈6具体的な推進方向(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P14)において、 障がい者等に配慮した設備の目的やあり方などの理解が広がるよう周知を図る こととしており、特に障がい者用設備が設置されている多機能トイレについては、多様な利用者の円滑な利用を促進するためのあり方について、周知を図ることとしています。	C(趣旨同一)
8	〈(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P14) 例えば、トイレにある荷物をかけるフックの場所が高 すぎるなど、使用が困難又は不可能な場所や向きに設置 されていることがあり、適切に想定した設計、設置がな されるよう周知を図るべき。	1	多様な利用者に配慮した設備整備については、実際に利用する方のニーズを把握することが重要であることから、〈5推進の基本的視点〉(P14)において、多様な利用者の参画促進を盛り込み、〈6具体的な推進方向(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉において、県民や事業者によるひとにやさしいまちづくりに対する理解を深めるための研修会等を開催することとしています。	C(趣旨同一)
9	〈(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P14) 車いす使用者用駐車区画について、事前予約が必要な 場所や介助者が同行する場合は使用不可とされている場 所がある。予約不要で、介助者がいても使用できるよう にしてほしい。	1	障がい者用駐車区画については、目的を理解し適正利用を促進することが重要であることから、〈6 具体的な推進方向(1)ひとづくり①意識啓発の促進〉(P14)において、 障がい者等に配慮した設備の目的やあり方などの理解が広がるよう周知を図る こととしています。	C (趣旨同一)

番号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果(県の考え方)	反映状況
10	〈(2)まちづくり①まちづくり全体〉(P16)	1	本推進指針は、すべての人が個人として尊重され、	D (参考)
0	平成30年度のモニターアンケートにおいて、復興まち		自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活	
	づくりに期待することとして、 「防災・減災」 を重要とす		動に参加する機会が確保される社会の実現を目指すも	
	る調査結果が無視されている。		のであり、「防災・減災」については「いわて県民計画	
	ユニバーサルデザインの概念には、本来「防災・減災」		(2019~2028)」などに定めています。	
	の発想が存在していない。		なお、本推進指針では、〈6具体的な推進方向(2)	
	「防災・減災」をもとに、ゼロベースで一から作成し		まちづくり①まちづくり全体〉(P17) において、 復興	
	直すべき。		まちづくりについて、ユニバーサルデザインの考え方	
			に基づいたまちづくりが行われるよう、引き続き市町	
			村への助言や支援を行うこととしており、御意見につ	
			いては、今後の取組の推進に当たり参考とさせていた	
			だきます。	
11	〈(2)まちづくり②公共的施設・建築物〉(P18)	1	学校については、公共的整備基準において、一定の	D(参考)
*	学校 にエレベーターの設置など、 バリアフリー化 され		面積以上の場合にエレベーターを設置すること等 とさ	
	る必要がある。		れており、〈6具体的な推進方向(2)まちづくり②公共	
			的施設・建築物 キ〉(P18) において、公共的整備基	
			準への適合を促進 するため、情報提供、指導及び助言	
			を行うこととしているところであり、御意見について	
			は今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきま	
			す。	
12	〈(2)まちづくり②公共的施設・建築物〉(P18)	1	学校については、公共的整備基準において、トイレ	D(参考)
*	学校 に関連して、 洋式トイレ にすべき。		に関しては、 オストメイトや車いすを使用している方	
			が使用できるようなトイレの設置や、手すりの設置等	
			をすることとされており、(6具体的な推進方向(2)	
			まちづくり②公共的施設・建築物 キ〉(P18) におい	
			て、 公共的整備基準への適合を促進 するため、情報提	
			供、指導及び助言を行うこととしているところであり、	
			御意見については今後の取組の推進に当たり参考とさ	
			せていただきます。	

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	反映状況
13	〈(2)まちづくり③交通機関等〉(P18)	1	ノンステップバスについては、障がい者等の移動の	C (趣旨同一)
*	車いす使用者 は、自動車がなくては移動できない現実		円滑化を図ることが重要であることから、(6具体的な	
	がある。 ノンステップバスが3割程度 であり、仮にバス		推進方向(2)まちづくり③交通機関等〉(P19) におい	
	を乗り継いで行こうとすると、乗り継ぐ先でノンステッ		て、誰もが利用しやすいノンステップバス等の車両の	
	プバスが走っているか分からないということがあり、ど		導入促進 に取り組むこととしています。	
	うしても自動車に頼らざるを得ない。			
14	〈(2)まちづくり③交通機関等〉(P18)	1	交通施設における案内情報については、情報提供の	C (趣旨同一)
\circ	公共交通機関(特に電車)では、事故などによる急な		方法が十分でなく、必要な情報が得られない場合があ	
	運休等について、音声のみで案内され、聴覚障がい者は、		ることから、(6具体的な推進方向(2)まちづくり③交	
	状況が分からないことがある。		通機関等〉(P19)において、 音声案内・表示装置等の	
			整備について、交通事業者に対して働きかけ、高齢者	
			や障がい者をはじめ、だれもが利用しやすい公共交通	
			機関の整備を目指すこととしています。	
15	〈(2)まちづくり③交通機関等〉(P18)	1	公共交通機関については、誰もが住みやすいまちづ	A(全部反映)
*	身体障がい者の高齢化が進む中、公共交通機関の運行		くりのため維持確保する必要があることから、〈6具体	
	が減少、廃止される社会情勢にあり、その中で社会参画		的な推進方向(2)まちづくり③交通機関等〉(P19) に	
	をしようというのは難しい。民間会社に任せるのではな		おいて、国の補助制度を活用しながら、県及び市町村	
	く、行政の助成が必要である。		が連携した、地域公共交通の維持・確保のための支援	
			について盛り込みました。	
			〈6具体的な推進方向(2)まちづくり③交通機関等〉	
			(P19)	
			ウ 利用者の移動の円滑化を確保するために、 国の補	
			助制度を活用しながら、県及び市町村が連携して、	
			地域公共交通の維持・確保のための支援を行います。	
			また、 交通結節点における乗り継ぎの円滑化を図る	
			ため、駅及び主要停留所周辺の整備等を交通事業者、	
			道路管理者等に働きかけていきます。	

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	反映状況
16	〈(2)まちづくり⑤住宅〉(P19)	1	県では、高齢者及び障がい者が、安心して快適に住	F (その他)
0	まちづくりの住宅について、「温熱環境上のバリアフリ		むことができる住まいづくりを行えるように、温熱環	
	一」の技術者の養成 とは具体的にどのようなことか。		境上のバリアフリーに係る内容など県が定めた要件に	
			適合する、民間団体等が実施する講習を指定するとと	
			もに、講習受講者の公表により受講者の増加を図って	
			います。	
17	〈(2)まちづくり⑥観光地〉(P20)	1	観光については、外国人観光客の増加が見込まれる	C (趣旨同一)
*	観光面では、これからもどんどん 外国人の方が増えて		ことから、(6具体的な推進方向(2)まちづくり⑥観光	
	いき、例えば指針に書いているような心のバリアフリー		地〉(P20) において、誰もが安心して旅行を楽しむこ	
	の取組のひとつというのは、非常に大事なことだと思う		とができる環境の充実を図るとともに、 案内表示への	
	ので、私どもの立場で、 一緒に推進して協力 させていた		多言語の併記や外国人対応が可能な案内所の設置等を	
	だければと思う。		促進していくこととしています。	
18	〈(2)まちづくり⑥観光地〉(P20)	1	本県においても、多数の観光施設において車いす対	F(その他)
0	観光のバリアフリー については、当県は、どのような		応の客室・多目的トイレ等の設置などのバリアフリー	
	状況なのか。		化に取り組んでいるところです。	
			また、岩手県観光協会においては「いわてバリアフ	
			リー観光情報案内所」を設置するなど、こうしたバリ	
			アフリーに対応した観光施設の、観光客向けの情報発	
			信に取り組んでいるところです。	
19	〈(4)情報発信①情報発信方法の工夫〉(P22)	1	御意見を踏まえ、(6具体的な推進方向(4)情報発信	A(全部反映)
*	視覚障がい者 は、情報障がい者でもある。		③情報化〉【推進上の課題・視点】(P22) に、キャッ	
	進展していく情報化・デジタル化に取り残されている。		シュレスなど最近の情報化への対応が困難な場合があ	
	例えば、キャッシュレスやセルフレジに困っており、機		ることについて追記しました。	
	器 の整備等 については、そういうところも大事になって		なお、〈6 具体的な推進方向(4)情報発信③情報化〉	
	いく。		(P23) においては、上記の推進上の視点を踏まえて、	
			すべての人が使いやすい情報機器類の普及を促進して	
			いくこととしているほか、(6具体的な推進方向(1)	
			ひとづくり①意識啓発の促進》(P13)において、多様	
			な人の存在を理解し、年齢や障がい、子育て、性的指	

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	反映状況
			向、性自認等による困りごとに対する配慮などの自発的な行動を促進するため、県・市町村の広報誌、インターネットホームページや各種報道機関等、あらゆる媒体を通じて広報活動を継続的に行っていくこととしています。 (修正案) (6 具体的な推進方向(4)情報発信③情報化〉(P22) 【推進上の課題・視点】 ○ 高齢者、障がい者等の「情報(意思疎通、情報取得等)の壁」が情報技術の急速な進展等により改善しつつあります。一方で、障がい等により、キャッシュレスなど最近の情報化への対応が困難な人もいることから、これらの方々がパソコン、携帯電話、タブレット端末等の情報機器を十分活用するための環境づくりをさらに進めていくことが必要です。	
20	〈(4)情報発信①情報発信方法の工夫〉(P22) 外国人への多言語等による情報発信 について、例えば 災害時の情報提供の表示やツールの統一化を図ってほし い。	1	外国人への多言語等による情報発信については、〈6 具体的な推進方向(4)情報発信①情報発信方法の工 夫〉(P22)において、災害時において外国人が迅速か つ的確に避難できるよう、 多言語や、やさしい日本語 による案内表示、災害情報の発信に努めることを盛り 込み、この取組の一環として、例えば一般財団法人自 治体国際化協会が作成・公開している災害時多言語表 示シートの活用促進等に取り組むこととしています。	C (趣旨同一)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果(県の考え方)	反映状況
7 推進	進主体の役割 P26~			
7 推通 21 ★	** 達主体の役割 P26~ 〈(1)県民等~(4)行政〉(P26~27) 推進主体の役割の登場順 について、指針では、県民、事業者、民間団体、市町村、県となっているが、条例の第3条と第6条では逆の順である。 この推進指針実施の第一議的な責があるのは、やはり県にあるので、県を最初に、条例と同じ順で記載するべきと思う。	1	推進主体の役割については、推進指針は、「県の行動 指針」であり、「県民等のガイドライン」であることから、御意見のとおり、県を最初に記載することに変更します。 また、県民等については、いわて県民計画(2019~2028)等との記載と整合を図り、以下のとおりとします。(P26~27) (修正案) (7推進主体の役割〉(P26~27) (1) 県が担う役割 (2) 県民に期待される役割 (3) 事業者に期待される役割 (4) 民間団体(自治会やNPO法人等民間団体)	B (一部反映)
			<u>に期待される役割</u> <u>(5)市町村に期待される役割</u>	

- 備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除 するものとします。
 - 2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D(参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

3 意見(類似の意見をまとめたものを含む。)数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。